羽陽学園短期大学　免許状更新講習　受講仮申込書

|  |  |
| --- | --- |
| ふりがな |  |
| 氏　　名 |  |  |
| 生年月日 | 昭和 |  | 年 |  | 月 |  | 日 |  |
| 現 住 所 | 〒 |
| FAX番号 | 自宅勤務先 | 電話番号又は携帯電話番号 |  |

仮申込みの結果は、FAXで連絡します。FAX番号は必ず記入してください。

【受講対象者の区分】　（①～④の中から該当する区分に記入してください。）

|  |  |
| --- | --- |
| ① | 現職の教員（幼稚園・小学校・中学校・高等学校・中等教育学校・特別支援学校勤務）の方 |
| 勤務先 |  |
| 職　名 |  |
| ② | 過去に教員として勤務経験があった方で新たに教員になることを希望する方 |
| 任命・雇用していた任命権者・学校法人・市町村等の元勤務先 |
| ③ | 新たに教員として任用、雇用されることが見込まれる方 |
| 任命・雇用する（見込みのある）任命権者・学校法人・市町村法人等の勤務先 |
| ④ | その他 |
| 勤務先 |  |
| 職　名 |  |

【所持する免許状の種類】

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 免許状の種類 | 教科 | 特別支援教育領域 |
| （例）幼稚園教諭二種（二級）免許状 | － | － |
|  |  |  |
|  |  |  |

【受講を希望する講習】　（希望する講習に○印をご記入ください。複数選択可。）

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| ※受講の可否 | 希望 | 開講日 | 領域 | 講座名 |
|  |  | 7月31日（月） | 必修 | 教育の最新事情 |
|  |  | ８月1日（火） | 選択必修 | 学校を巡る状況の変化と組織的対応の必要性 |
|  |  | ８月2日（水） | 選択 | 子どもの表現遊び |
|  |  | ８月3日（木） | 選択 | 絵本の読み聞かせと劇遊びについて |
|  |  | ８月4日（金） | 選択 | 新しい幼児の造形遊び |

※**受講の可否は、受付後に短大で記入し、FAXで連絡します。**

本申込書にご記入いただいた個人情報は、免許更新講習の目的に限り使用します。

免許状更新講習申込み　確認事項チェック用紙

こちらは申込みにあたっての確認用紙になります。

以下について内容を確認し（各項に✔をいれ、氏名を入力してください）申込書と一緒にメールに添付してください。

◆平成28年4月より、免許状更新講習に「選択必修領域」が導入されました。

・必修領域6時間以上

・選択必修領域6時間以上　（新たに導入された領域）

・選択領域18時間以上

以上合計30時間以上の受講が必要

改正前に受けた履修認定については、経過措置があります。新講習に関してご確認いただき、誤って申し込むことのないようご注意ください。

以下の事項について確認し、□に✔をいれ氏名を入力してください。

（新講習に関わる確認事項）

[ ] 　改正前の「必修領域12時間」の履修認定を受けた方は、改正後の「必修領域6時間」及び「選択必修領域6時間」をあらためて受講する必要はありません（ただし、所定の期間内の履修認定に限ります）。（※）

[ ] 　改正前の「選択領域講習」の履修認定を受けた方は、改正後の選択領域のうち同時間に

限りあらためて受講する必要はありません（ただし、所定の期間内の履修認定に限ります）。（※）

[ ] それぞれの領域を、他の領域への振り替えることはできません。（選択必修領域を選択領域に振り替える　等）

（その他の確認事項）

[ ] 受講期間以外や、受講対象者ではない方の受講は、講習として認定されません。（修了確認期限の延長手続きを取った場合、延長後の修了確認期限から受講期間を起算する必要があります。延長前の受講期間に受講してしまう事例があるようですので、ご注意ください。）

[ ] 仮申し込みを希望する講習に間違いがないか、申込書をもう一度ご確認ください。（メールで先着順に受付のため、申込後の追加はできかねます。）

上記の内容を確認の上、免許状更新講習に申し込みます。

|  |  |
| --- | --- |
| 氏　名 | 　　　　　 |

※（注）経過措置

○改正前の必修領域講習（12時間）の履修認定を受けた方は、改正後の必修領域講習（6時間）と

選択必修領域（6時間）の履修認定を受けたものとみなされます。

○改正前の選択領域講習（6～8時間）の履修認定を受けた方は、改正後の選択領域講習（6～8時間）

の履修認定を受けたものとみなされます。※いずれの場合も、所定の期間内の履修認定に限ります。